

京都市環境保全活動センター指定管理者募集要項

京都市環境保全活動センター（以下「センター」という。）について、京都市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第 2 条の規定に基づき、当該施設の設置目的をより効果的かつ効率的に達成することができる指定管理者を以下のとおり募集します。

1 施設概要

- (1) 名 称 京都市環境保全活動センター（愛称：京エコロジーセンター）
- (2) 所 在 地 京都市伏見区深草池ノ内町 1 3 番地
- (3) 敷 地 面 積 1, 0 5 6. 0 0 平方メートル
- (4) 延 床 面 積 2, 7 0 3. 4 9 平方メートル
（目的外使用許可部分 1 1. 9 平方メートルを含む）
- (5) 構 造 鉄筋コンクリート造地上 3 階地下 1 階建て 1 棟
- (6) 竣工年月日 平成 1 4 年 3 月 2 1 日
- (7) 入 館 者 数 7 9, 7 1 2 人（令和 5 年度実績）
- (8) 主な施設構成
 - 1 階 エントランスホール、常設展示コーナー、視聴覚室
 - 2 階 企画展示・ワークショップコーナー、情報コーナー、事務室、活動支援室
 - 3 階 交流コーナー、会議室、実習室、資料印刷室、こどもひろば（木のおもちゃひろば）
 - 屋上 屋上広場

2 管理運営に関する事項

(1) 管理運営の方針

施設の管理運営は、センターが「はばたけ未来へ！京プラン（京都市基本計画）」、「京都市環境基本条例」、「京都市環境基本計画」、「京都市地球温暖化対策条例」、「京都市地球温暖化対策計画」等を推進していく中核施設であるとの認識の下、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な都市の実現に資するため、環境の保全に関する知識の普及向上を図るとともに、環境の保全に関する活動その他の活動の用に供することを目的とする。上記の目的を達成するため、市民等の環境意識の向上に向けた「情報提供」「学習・研修事業」「人材育成」を積極的に展開するとともに、関係機関等との「連携・交流」の構築に努め、環境活動に対する総合的な支援等を通じて、センター機能の充実を図るものとする。

(2) 開所時間及び休所日

ア 開所時間

午前 9 時から午後 9 時まで。ただし、展示コーナーについては午前 9 時から午後 5

時まで。

イ 休所日

木曜日（木曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときはその日後最初に到来する日曜日、土曜日及び休日でない日）並びに1月1日から同月3日まで及び12月28日から同月31日までとする。

ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

（3）指定期間

令和7年4月1日から令和11年3月31日までの4年間

ただし、管理運営を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがある。

（4）利用料金

センター施設及び附属設備の利用料金は指定管理者自らの収入とする。

ただし、センター施設の行政財産の目的外使用に係る使用料は、京都市の収入として取り扱う。

なお、利用料金の額は、京都市環境保全活動センター条例（以下「センター条例」という。）及び同条例施行規則により定める額を上限として、指定管理者が京都市の承認を得て定めることができる。

区 分	利用料金		
	午 前	午 後	夜 間
	円	円	円
第 1 会 議 室	2,090	2,720	3,030
第 2 会 議 室	1,670	2,200	2,510
視 聴 覚 室	4,290	5,550	6,390
実 習 室 A	2,200	2,930	3,240
実 習 室 B	2,200	2,930	3,240
付 属 設 備	センター条例施行規則に定める。		

備考1 「午前」とは午前9時から正午までを、「午後」とは午後1時から午後5時までを、「夜間」とは午後6時から午後9時までをいう。

2 この表に掲げる使用時間の区分を超えて施設（附属設備を除く。）を使用する場合の使用料は、30分までごとに、その直前の使用時間の区分に係る使用料の30分当たりの額に1.5を乗じて得た額とする。この場合において、当該金額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

3 開所時間の変更に伴い、使用時間の区分を変更する場合の使用料は、この表に掲げる使用料との均衡を考慮して、その都度別に定める。

（5）委託料の上限額

665,236千円（4年間）（消費税及び地方消費税を含む。）

※ 京都市が各年度に支払う委託料の額は、指定候補者として選定された申請団体の収

支計画書を基に、予算の範囲内で双方協議のうえ協定書において定める。

＜参考：現在の指定管理者の委託料＞

647, 568千円（4年間）

（6）管理運営業務に係る経費

センターの管理運営業務に係る費用は、京都市が支払う委託料をもって充てるものとする。また、環境保全活動に関する講座等の実施に当たり、利用者から料金を徴収する場合は、事前に京都市と協議を行うこと。その場合に得られた収入については、指定管理者のものとする。

具体的な年度ごとの委託料の金額及び支払方法等については、指定管理者の提案を基に京都市と協議のうえ、京都市会において指定管理者の指定に関する議案の議決があった後、協定書において定めるものとし、災害発生時等の特別な場合を除き、増額しない。

また、指定管理者はセンターの管理運営業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分しなければならない。

＜参考＞京都市の令和6年度予算におけるセンターの管理運営に係る委託料

161, 892千円（消費税及び地方消費税を含む。）

現在の指定管理者の令和5年度決算額

154, 412千円

3 指定管理者が行う業務（詳細は「指定管理者 業務仕様書」のとおり）

- （1）環境の保全に関する活動のための施設の提供
- （2）環境の保全に関する資料及び装置の展示
- （3）環境の保全に関する情報の収集及び提供
- （4）（1）～（3）に掲げる事業に係る業務
- （5）センターの提供・運営に関する業務
- （6）センターの維持管理に係る業務
- （7）その他、市長が必要と認める業務

4 応募の資格

（1）要件

応募できる者は、法人その他の団体で、センターの管理運営を行ううえで人的かつ財産的な管理能力を有し、かつ、次に掲げる要件に該当するもの。

ア 団体又はその代表者が契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。

ウ 団体又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。

エ 団体又はその代表者が指定管理者として行う業務に関連する法規に違反するとして関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。

オ 団体が京都市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団でなく、団体の代表者、役員又はその使用人が同条第4号に規定する暴力団員等又は第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。(法令等により設立に当たって暴力団員等が排除されている団体である等の例外を除き、原則として、応募に当たり誓約書を提出していただく。)

カ 団体又はその代表者が次に掲げる税等を滞納していないこと。

(ア) 所得税又は法人税

(イ) 消費税

(ウ) 京都市の市民税及び固定資産税

(エ) 京都市の水道料金及び下水道使用料

キ その他指定管理者としてふさわしくない団体でないこと。

(2) 複数の団体による応募

複数の団体での共同による応募の場合は、グループを構成する団体すべてが、(1)で示す要件を満たさなければならない。また、そのグループを構成する団体が単独で、又は他のグループの構成団体として応募することは認められない。

なお、共同による応募の場合は、代表となる団体をあらかじめ選定する。

5 選定の手順

- | | |
|-----------------|----------------------|
| (1) 募集要項の配布 | 令和6年8月5日(月)～8月30日(金) |
| ↓ | |
| (2) 質疑の受付 | 8月13日(火)～8月21日(水) |
| ↓ | |
| (3) 質疑の回答 | 8月26日(月) |
| ↓ | |
| (4) 応募の受付 | 8月27日(火)～8月30日(金) |
| ↓ | |
| (5) 書類審査 | 9月中旬 |
| ↓ | |
| (6) プレゼンテーション審査 | 9月中旬 |
| ↓ | |
| (7) 指定候補者の決定 | 9月下旬 |

※ この他、必要に応じて現地見学会を実施します。

6 応募手続

(1) 応募方法

申請書及び 添付資料	「指定管理者指定申請書」(第1号様式)及び「提出書類一覧表」 のとおり、書類を提出すること。
提出期間	令和6年8月27日(火)から令和6年8月30日(金)まで 受付時間は、午前9時から午後5時まで(土曜日及び日曜日並びに 正午から午後1時までは除く。)
提出方法	持参に限る。提出書類の確認を行うため、提出に際しては、事前 に電話連絡を行うこと。
提出及び問い 合わせ先	京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市環境政策局地球温暖化対策室 電 話 075-222-4555 FAX 075-211-9286 電子メール ge@city.kyoto.lg.jp
その他	グループで応募する場合は、構成団体一覧及び役割分担を証明 する協定書等の写し(様式任意)を添付してください。

(2) 質疑及び回答

ア この要項に関する質疑及び回答は、次のとおりとする。

質疑の資格	本要項中「4 応募の資格」を満たす者
質疑の方法	質疑の要旨を簡潔にまとめ、電子メールで送信すること。
受付期間	令和6年8月13日（火）午前9時から令和6年8月21日（水）午後5時まで
提出先	京都市環境政策局地球温暖化対策室 （（1）応募方法の「提出及び問い合わせ先」と同じ。）
回答	回答は、令和6年8月26日（月）（当日含む。）までに、全ての質疑及び回答を京都市情報館の地球温暖化対策室ホームページに掲載する。回答書は、本要項と一体のものとして、要項と同等の効力を有するものとする。
その他	応募資格を有さない可能性がある団体からは、事前に誓約書等の書類の提出を求める場合がある。特に、グループで応募資格を有する場合は、構成団体一覧（様式任意）の添付を求める場合がある。

イ 現地見学会

希望する団体（本要項中の「4 応募の資格」を満たす者）を対象に、施設見学会を実施する。参加を希望する団体は、8月13日（火）午後5時までに京都市環境政策局地球温暖化対策室にメールで連絡すること。日程等の詳細は、別途連絡する。

(3) 応募書類の取扱い

ア 応募書類の変更

受付期間の終了後は、応募書類の変更はできない。

イ 書類の返却、公開

応募書類は、理由のいかんにかかわらず返却しない。

応募書類について、情報公開の請求がある場合は、京都市情報公開条例等の規定に基づき、公開等の判断を行うため、特に「事業運営に関する計画」は、本施設の運営に影響を及ぼす点から、全て公開の対象となることを前提として提案内容を明記すること。

ウ 著作権の帰属

応募書類の著作権は、応募団体に帰属する。ただし、京都市は、選定結果の公表、情報公開請求への対応その他必要があると認めるときは、応募書類の内容を無償で利用できるものとする。

エ 第三者の権利の侵害

応募団体が、応募に当たって、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づいて保護される権利を侵害し、第三者に損害を与えたときは、その責任の一切を

応募団体が負うものとする。

オ 虚偽の記載

応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

(4) 追加書類の提出

京都市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合がある。

(5) ヒアリングの実施

京都市が必要と認める場合は、応募書類等の提出後に、応募者に対してヒアリングを実施することがある。

(6) 応募書類の無償使用

京都市は、指定候補者の選定の公表等必要な場合には、応募書類の内容を許可なく無償で使用できるものとする。

(7) 応募費用の負担

応募に要する費用は、すべて応募者の負担とする。

(8) 応募の辞退

応募書類の提出後、応募を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出すること。

(9) 京都市が提供する資料の取扱い

京都市が提供する資料は、応募に関わる検討以外の目的で使用することを禁じる。また、この検討の目的の範囲内であっても、京都市の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させたり、又は内容を提示することを禁じる。

7 指定候補者の選定等

(1) 指定候補者の選定方法

京都市が設置する京都市環境保全活動センター指定管理者選定委員会※（以下「選定委員会」という。）の意見を聴取したうえ、市長が決定する。

※ 京都市環境保全活動センター指定管理者選定委員会

京都市環境政策局が所管する京都市環境保全活動センターの指定管理者の選定等を行うに当たり、必要な事項を審議するため、京都市公の施設の指定管者の指定の手續等に関する条例第16条の規定に基づき設置された組織である。

(2) 選定委員会

応募団体及び応募団体の代理人並びにそれ以外の関係者が、指定管理者の選定に関して選定委員会の委員に接触することを禁じる。接触の事実が認められた場合は、失格となる可能性がある。

【京都市環境保全活動センター指定管理者選定委員会】 (五十音順・敬称略)

選定委員会委員名簿	
阿部 健一	総合地球環境学研究所 客員教授
田中 敬子	市民公募委員
吉積 巳貴	立命館大学 食マネジメント学部教授
和田 泰裕	税理士

(3) プレゼンテーションの実施

指定候補者の選定に当たり、京都市が設ける選定委員会に対してプレゼンテーションの機会を設定する。この際には、各応募団体から3名以内の出席を求める。日時及び場所等の詳細については、別途京都市から連絡する。

(4) 審査方法

提出書類とプレゼンテーションの結果をもとに、選定委員会が「選定基準及び審査項目」(別紙)に基づき審査を行い(各選定委員100点満点、合計400点)、合計の審査点が240点を超え、かつ審査点が最も高いものを指定候補者とし、第2順位、第3順位を選定する。

(5) 選定基準及び審査項目

京都市公の施設の指定管理の指定の手續等に関する条例第4条第1項に定める次の選定基準に照らして、応募団体の審査を行う。

ア 施設の利用に関し不当な差別的取扱いが行われるおそれがないこと。

イ 施設の設置の目的に照らしその管理を効果的かつ効率的に行うことができるものであること。

ウ 施設の管理を適確に遂行するに足りる人的構成及び財産的基礎を有するものであること。

(6) 審査結果

指定候補者の決定は令和6年9月下旬頃の予定である。審査結果は、文書により各応募団体に通知する。

なお、審査の結果、該当なしとする場合がある。

(7) 指定候補者の選定等の公表

指定候補者の選定後、応募の状況、選定した指定候補者名及び審査結果とともに、すべての応募者に係る各項目の評価及び合計点を公表する。

(8) 協定書の締結

指定候補者の決定後、京都市と指定候補者は、センターの管理運営に関する仮協定書(業務仕様書を含む。)を締結するものとする。

また、京都市会において指定管理者の指定の議決及び委託料に係る予算の議決があった後、京都市が議決があった旨を指定管理者に通知する。この通知があったときに、先に締結した仮協定書が本協定書となる。

なお、仮協定書又は本協定書に定める事項を変更する必要があるときは、指定候補者と協議のうえ、その都度決定する。

(9) 第2順位及び第3順位との交渉

指定候補者との協定又は指定管理者の指定が成立しない場合には、審査において次点となった者から順番に指定候補者を選定する。

(10) 京都市会の議決及び指定管理者の指定

指定候補者の決定後、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、京都市会に指定候補者を指定管理者とする旨の議案を付議し、議決を受けたうえで、指定管理者を指定する。ただし、京都市会の議決を経るまでの間に、当該指定候補者が本要項に定める基本事項に反したときなど、指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事情が生じたときは、指定管理者に指定しないことがある。

なお、上記ただし書きの場合及び市会が議案を否決した場合であっても、指定候補者がセンターの管理運営の準備のために支出した費用、提出した事業計画等への対価については、補償しない。

(11) 指定管理協定締結後、京都市公契約基本条例第12条にある労働関係法令遵守状況報告書の提出を求める（同報告書の詳細は、ホームページ「京都市入札情報館」を参照すること）。

8 その他

(1) 業務の停止及び指定の取消し

指定管理者が次のいずれかに該当する場合は、指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命じることがある。

ア 施設の管理業務を適正かつ確実に実施することができないと認められる場合

イ 指定に関し不正の行為があった場合

ウ 法令の規定、指定の条件又は協定書に記載された条件に違反した場合

エ 法令の規定、指定の条件又は協定書の規定に基づく報告の聴取、検査又は調査の実施を拒否し、又は妨害したとき、その他正当な理由なく指示に従わなかった場合

オ 暴力団員等又は暴力団密接関係者に該当することが判明した場合

カ 指定期間が終了するまでに、京都市が施設の供用を休止し、又は廃止する場合

キ 公の施設の管理の基準又は業務の範囲の大幅な変更等により再指定を行う場合

ク その他施設の管理業務を継続しがたい事由があると認められる場合

(2) 市税に関する留意事項

指定管理者は、国税（法人税、消費税など）、府税（法人府民税、法人事業税など）及び市税（法人市民税、事業所税など）の納税義務者となることがある。このうち、事業所税については、公の施設の管理運営を行う指定管理者であっても、一定規模以上の事業を営む場合は課税の対象となる場合があるため、応募に当たっては必ず税務を管轄する関係機関に確認すること。

9 問合せ先

〒604-8005

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

京都市環境政策局地球温暖化対策室（担当：本多、照沼）

電 話 075-222-4555

FAX 075-211-9286

電子メール ge@city.kyoto.lg.jp

提出書類一覧

1 申請団体（事業者）の概要・財務状況等 （実名で記載すること）

書類No.	提出書類	主な記載内容	部数
1－1	申請書	(1) 指定管理者指定申請書〔第1号様式〕	2
		(2) 指定管理者指定申請者連絡先〔第2号様式〕	2
1－2	誓約書	〔第3号様式〕	2
1－3	団体の概要が分かる書類 〔様式任意〕	(1) 団体概要（設立目的、設立年月日、沿革等） ＊ 団体の基本理念を明確に記載すること	2
		(2) 代表者の履歴	2
		(3) 役員名簿	2
		(4) 事業概要（実施している事業の具体的な内容について記載されたもの） ＊ 既存のものでも可	2
		(5) 組織体制（組織の機構、職員（非常勤を含む。）の区分及び人数について記載されたもの）	2
		(6) コンプライアンスの状況（コンプライアンスに対する基本的な考え方及び具体的な取組内容、過去2年間、重大な事故及び不祥事の有無並びにその対応について）	2
		(7) その他詳細資料及び参考となる資料	2
1－4	定款又は寄付行為	最新のもの ＊ 法人以外の団体は規約等を提出する。	2
1－5	法人登記簿謄本	現在事項全部証明書 ＊ 申請日前3箇月以内に発行された原本	1
1－6	印鑑証明書	法人印鑑証明書（法人以外の団体は代表者の印鑑登録証明書） ＊ 申請日前3箇月以内に発行された原本	1
1－7	決算書等	過去3年間の決算書類〔様式任意〕 ＊ 法令等に基づき作成された収支計算書、貸借対照表、正味財産増減計算書又は損益計算書、財産目録等一式 ＊ 現在経営（運営受託施設を含む。）施設の決算書類も含む。	2
1－8	納税証明書等	次に掲げる税等の未納がないことの証明 ＊ 令和6年4月1日以降に発行された直近2年分の原本	1

		(1) 所得税又は法人税 (2) 消費税及び地方消費税 (3) 京都市の市税(京都市に事業所がある場合、法人市民税及び固定資産税、事業所税) (4) 京都市の水道料金及び下水道使用料(京都市に事業所がある場合)[第4号様式]	
1-9	SDGs に資する取組に関する資料	(団体が取得している場合)「きょうと SDGs ネットワーク」を構成する制度を取得していることの証明や環境マネジメントシステム (ISO14001 や KES 等) の認証を取得していることの証明 * 登録証の写し等、登録番号が分かるもの	1

2 現在運営している施設の状況等（運営を受託している事業を含む）

書類No.	提出書類	主な記載内容	部数
2-1	現在運営している施設の実績	[様式任意] * 施設の特徴等を含む運営実績、パンフレット等があれば添付する。	10

3 事業運営に関する計画

書類No.	提出書類	主な記載内容	部数
3-1	事業計画及び内容	[様式任意] * 京都市の各種計画及び「指定管理者 業務仕様書」を踏まえ、実施しようとする事業の内容を具体的に記載する。(以下の項目は必ず記載すること) (1) 施設運営の基本方針 (2) 環境保全の推進に関する考え方 (3) 環境活動団体等とのパートナーシップに基づく事業運営の方針 (4) 事業の展開方法	10
3-2	運営体制	[様式任意] (1) 人材の確保・採用計画 (2) 職員数、専門的な知識・技能等 (3) 業務における職員の配置計画 (4) 職員の勤務条件（就業規則、給与規程、雇用契約書等） (5) 職員の育成・研修方針 など	10

3-3	サービス向上の取組	〔様式任意〕 (1) 利用者ニーズの把握及び事業への反映方法 (2) 苦情の受付及び対応の方法 など	10
3-4	施設の維持管理	〔様式任意〕 (1) 施設の警備に関する計画 (2) 施設の清掃、廃棄物処理、植栽管理に関する計画 (3) 建物、設備及び備品の維持管理に関する計画 (4) 施設管理運営における環境負荷軽減のための目標、計画	10
3-5	その他	〔様式任意〕 (1) 情報公開に関して講じる措置 (2) 個人情報保護に関して講じる措置 (3) 事故・不祥事防止、防災対策、災害時対応等の危機管理に関して講じる措置 (4) 市内中小企業への発注に関する考え方 (5) その他管理運営に当たっての提案事項等	10

4 経営管理に関する計画

書類No.	提出書類	主な記載内容	部数
4-1	中長期経営計画	〔様式任意〕 * 基本となる管理運営方針の下、中長期的な視野に立って、今後4年間、どのように事業を拡充し、財政運営の効率化を行っていくかを記載する。	10
4-2	収支計画	〔様式任意〕 令和7年度から令和10年度までの年度ごとの収支計画 * 支出については、事業費、人件費、共通経費、建物管理費等の科目ごとに計上し、その内訳を明記する。	10

※1 2-1から4-2の提出書類は匿名で作成すること。

添付書類について団体名等が記載されている場合は、当該箇所を黒塗り等により塗りつぶすこと。

※2 複数の法人等が構成する連合体で応募する場合には、連合体の代表となる法人等を定め、本市への質疑応答や書類の提出等は当該代表法人等が行うとともに、連合体構成や役割分担等を証明する協定書の写しを提出すること。

また、書類No.1-2～1-9、2-1は、連合体の構成員ごとに提出すること。

〔第 1 号様式〕

指定管理者指定申請書

(あて先) 京都市長	年 月 日
申請団体の主たる事務所の所在地	申請団体の名称及び代表者名 電話 ー

京都市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第 3 条の規定により、指定管理者の指定を申請します。

指定施設の名称	京都市環境保全活動センター
---------	---------------

〔第2号様式〕

指定管理者指定申請者連絡先

申請団体の名称		
主たる事務所の所在地		
主たる事務所の連絡先	電話番号	
	FAX番号	
	電子メールアドレス	
主たる事務所における担当者名 ※2		
申請に係る連絡先 ※1	事務所の所在地	
	連絡先	電話番号
		FAX番号
		電子メールアドレス
	担当者名 ※2	
緊急連絡先 ※3	電話番号	
	担当者名 ※2	

※1 申請に係る事務所が主たる事務所と同一の場合は、記入不要

※2 担当者名については、実務担当者を含め複数人数記入すること（緊急連絡先を除く）。

また、ふりがなを振ること。

※3 緊急連絡先については、常時必ず連絡がとれる電話番号及び担当者名を記入すること。

〔第3号様式〕

年 月 日

(申請団体)

所在地

団体の名称

代表者名

誓 約 書

京都市環境保全活動センターの指定管理者の申請に当たり、募集要項の応募資格を定める次の要件を満たしていることを誓約します。

- 1 団体又はその代表者が契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- 2 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者ではないこと。
- 3 団体又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。
- 4 団体又はその代表者が指定管理者として行う業務に関連する法規に違反するとして関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。
- 5 団体又はその代表者が指定暴力団の構成員でないことのほか、指定管理者としてふさわしくない者でないこと。

〔参照条文〕

○ 刑法

(公契約関係競売等妨害)

第96条の6 偽計又は威力を用いて、公の競売又は入札で契約を締結するためのものの公正を害すべき行為をした者は、3年以下の懲役若しくは250万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 公正な価格を害し又は不正な利益を得る目的で、談合した者も、前項と同様とする。

(贈賄)

第198条 第197条から第197条の4までに規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束した者は、3年以下の懲役又は250万円以下の罰金に処する。

○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

第3条 事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。

第8条 事業者団体は、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

(1) 一定の取引分野における競争を実質的に制限すること。

水道料金・下水道使用料納付証明請求書

年 月 日請求

(あて先) 京都市公営企業管理者上下水道局長
(京都市上下水道局総務部 営業所)

請求者 住 所

氏 名

京都市公の施設の指定管理者申請に使用するため、下記の水道料金、下水道使用料の納付証明を請求します。

検針区	使用者コード	水栓番号	使 用 者 名

(注) 検針区、使用者コード、水栓番号及び使用者名の欄は、領収書又は水道使用水量のお知らせに記載されている内容を正確に記入してください。

水道料金・下水道使用料納付証明書

上記の使用者について、水道料金、下水道使用料の未納額はあります。

年 月 日

京都市公営企業管理者上下水道局長 ㊞